


所管部課	文書課(固定資産評価審査委員会)	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について		区分	○	
			1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正要旨                  審査の申出に対する決定書について、原本と正本・副本を区別し、審査請求に対する裁決書と同様の作成方法とするための見直しを行うものである。</p> <p>(2) 主な改正内容                  第11条第1項の規定を原本の作成規定に変更する。</p> <p>(3) 施行日 公布の日</p> <p>(4) 影響及び効果                  審査請求に対する裁決書と同様の作成方法となり、統一のとれた、適正な事務執行に資する。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
3. 留意事項 (問題点等) 文書課審査済み。					
4. 主管部処理案 (検討結果等) 第1回市議会定例会への提案準備を進める。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。